



# 島根県報

平成21年6月19日（金）

第2,095号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則 (農 業 経 営 課) 2

**【告 示】**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正 (総 務 課) 2

指定漁船調書の縦覧 (水 産 課) 2

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センター  
の事務所の所在地変更の届出 (雇 用 政 策 課) 4**【公 告】**

平成22年度島根県立農業大学校の学生募集 (農 業 経 営 課) 4

公共測量の終了 (用 地 対 策 課) 8

**【特定調達公告】**

平成21年度雪寒機械の購入に係る一般競争入札の実施 (道 路 維 持 課) 9

**【雑 報】**

平成20年度島根県市町村職員共済組合決算 (市 町 村 課) 11

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則（規則第66号）

#### 1 規則の概要

- (1) 出身高等学校の長その他知事が別に定める者の推薦がある者については、入学検定のうち筆記試験について一部を免除することができることとした。（第8条第2項関係）
- (2) 大学校の卒業後県内における新規就農又は林業への就業に意欲を有する者で知事が別に定めるものについては、知事が別に定める方法により入学検定を行うことができることとした。（第8条第3項関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第66号

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、出身高等学校の長その他知事が別に定める者の推薦がある者については、筆記試験の一部を免除することができる。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、大学校の卒業後県内における新規就農又は林業への就業に意欲を有する者で知事が別に定めるものについては、知事が別に定める方法により入学検定を行うことができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第481号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成21年 6 月19日から施行する。

平成21年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の製菓衛生師試験の項の次に次のように加える。

島根県立農業大学校入学検定 (出身学校長推薦入学検定及び一般入学検定)	筆記試験の科目別得点	”	農業大学校
--	------------	---	-------

### 島根県告示第482号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

江津市黒松町654-1 渡邊 勇  
" 和木町600-5 柿谷 紀  
" 江津町745 有賀美津男

イ 加入区

江津市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

隠岐郡隠岐の島町港町天神原16-1 吉田政司  
" 東町登具 6 大西隆秀  
" 加茂1811 藤田秀男

イ 加入区

西郷加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

3(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

隠岐郡知夫村935 徳田博史  
" 396-6 D棟 加藤二士  
" 1133-2 大前松男

イ 加入区

知夫村加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## (2) 指定漁船調書の縦覧

## ア 縦覧期間

告示の日から15日間

## イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

## 島根県告示第483号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により告示する。

平成21年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人桑友	松江市天神町93	松江市灘町38-1	松江市天神町45-1	平成21年5月1日

**公 告**

島根県立農業大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）第8条第4項の規定により、平成22年度島根県立農業大学校の養成部門の学生を次のとおり募集する。

平成21年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

## 2 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
園芸畜産科	野 菜	30人	2年	募集人員は、出身学校長推薦入学者及び地域推薦・自己推薦入学者を含む。
	花 き			
	果 樹			
	肉用牛			
森林管理科	—	10人		

## 3 出身学校長推薦入学検定

## (1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度とする。

## (2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

## ア 出身学校長が推薦する者

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農業大学校卒業後、島根県内において就農し、又は林業に就業し農林業後継者となるもの又は島根県の農林業振興と農村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

で、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(7) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成22年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成22年3月に修了見込みの者

(4) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（高等学校卒業程度認定試験規則附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(ウ) その他知事が(7)又は(4)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

### (3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

(4) 志望理由書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(エ) 推薦書（島根県立農業大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

(オ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの）

(カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

### イ 出願期間

平成21年9月28日（月）から10月13日（火）17時までとし、郵送の場合は、10月13日までの消印があるものは有効とする。

### ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

### (4) 入学検定及び合格者の発表

#### ア 入学検定

(7) 日時 平成21年10月27日（火） 9時30分から16時まで

(4) 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校

(ウ) 検定 筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

#### イ 合格者の発表

平成21年11月4日（水）に島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

### (5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)の(ア)に掲げる書類のうち、入学願書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)の(イ)に定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

## 4 一般入学検定

### (1) 出願資格及び要件

3の(2)の(イ)の要件を満たす者とする。

### (2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

- (イ) 志望理由書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）
- (ロ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの  
 3の(2)のイの(7)に定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書、大学入学資格検定合格証の写し又は好事が入学資格のあることを認めた書類  
 なお、3の(2)のイの(7)に該当し、かつ卒業後一定期間が経過したことなどにより出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。
- (ハ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの）
- (ニ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

## イ 出願期間

- 前期試験 平成21年11月16日（月）から12月1日（火）17時まで  
 後期試験 平成22年1月18日（月）から2月2日（火）17時まで  
 郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

## ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

## (3) 入学検定及び合格者の発表

## ア 入学検定

- (7) 日時 前期試験 平成21年12月16日（水）9時30分から16時まで  
 後期試験 平成22年2月17日（水）9時30分から16時まで
- (イ) 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校
- (ロ) 検定 筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

## イ 合格者の発表

- (7) 日時 前期試験 平成21年12月24日（木）10時  
 後期試験 平成22年2月24日（水）10時
- (イ) 場所等 島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

## 5 地域推薦・自己推薦入学検定

## (1) 地域推薦

## ア 出願資格及び要件

園芸畜産科にあつては次の(7)及び(ロ)の要件を、森林管理科にあつては次の(イ)及び(ロ)の要件を満たす者とする。

- (7) 島根県立農業大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの担い手育成総合支援協議会の会長が推薦する者

松江八東地域担い手育成総合支援協議会	邑南町農業活性化支援センター運営協議会
安来地域担い手育成総合支援協議会	浜田市農業担い手育成総合支援協議会
雲南地域担い手育成総合支援協議会	江津市農業担い手育成総合支援協議会
出雲市農業担い手育成総合支援協議会	益田市担い手育成総合支援協議会
斐川町担い手育成総合支援協議会	津和野町農業担い手育成総合支援協議会
大田市農業担い手育成総合支援協議会	吉賀町農業担い手育成総合支援協議会
川本町担い手育成総合支援協議会	島前地域担い手育成総合支援協議会
美郷地域担い手育成総合支援協議会	島後地域担い手育成総合支援協議会

- (イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画

認定を受けた事業主（以下「林業認定事業体」という。）が推薦する者

- (ウ) 次の a から c までのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの
- a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
  - c その他知事が a 又は b に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

- (ウ) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農業大学校に提出すること。
- なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。
- a 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）
  - b 志望理由書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）
  - c アの(ウ)の a に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書  
それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
  - d 推薦書（島根県立農業大学校所定の用紙により、担い手育成総合支援協議会会長又は林業認定事業体を作成したもの）
  - e 返信用封筒（長形 3 号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル 1 枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの）
  - f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(イ) 出願期間

平成21年 9 月28日（月）から平成22年 2 月 2 日（火）17時までとし、郵送の場合は、同年 2 月 2 日までの消印があるものは有効とする。

(ウ) 入学願書提出先

大田市波根町970番 1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(ウ) 入学検定

- a 日時 随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）
- b 場所 大田市波根町970番 1 島根県立農業大学校
- c 検定 小論文及び面接試験

(イ) 合格者の発表

試験日から 7 日以内に島根県立農業大学校の玄関前に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農業大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

- (ウ) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (イ) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (ウ) その他知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

- (ウ) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農業大学校に提出すること。
- なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- a 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）
- b 5の(1)のアの(ウ)のaに定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書  
それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- c 自己推薦書（島根県立農業大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画、林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は800字以上とする。）
- d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの）
- e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(イ) 出願期間

平成21年9月28日（月）から平成22年2月2日（火）17時までとし、郵送の場合は、同年2月2日までの消印があるものは有効とする。

(ロ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(1) 入学検定

- a 日時 随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）
- b 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校
- c 検定 体験実習等による適性試験、小論文及び面接試験

(2) 合格者の発表

試験日から7日以内に島根県立農業大学校の玄関前に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のイに掲げる書類のうち、入学願書、出身学校長が作成した調査書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のロに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

6 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

7 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル×横24センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分をはり付けたもの）を同封すること。

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成21年5月29日に終了した旨益田市中西田平田土地区画整理組合理事長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成21年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛



- 1 作業種類  
公共測量（3級、4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成21年2月23日から平成21年5月29日まで
- 3 作業地域  
益田市中吉田町、乙吉町の各一部地域

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の名称、数量及び配車先

- ア 除雪ドーザ（13 t 級）、1 台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
  - イ 除雪ドーザ（8 t 級）、1 台、県央県土整備事務所
  - ウ 除雪ドーザ（11 t 級）、1 台、雲南県土整備事務所
  - エ 除雪ドーザ（13 t 級）、1 台、県央県土整備事務所
  - オ 除雪ドーザ（11 t 級）、1 台、浜田県土整備事務所
  - カ 小型除雪車（1.0m級）、1 台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
- ア～カについては、それぞれの入札とする。

#### (2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 納入期限

平成21年12月11日（金）

#### (4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長が指定する場所

#### (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札する金額には、自動車賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含まないこと。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」中分類「(4) 産業機器」又は「(5) 車両船舶類」中分類「(1) 車両類」）に登録されている者であること。

- (4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年 1 月23日付け会発第149号）に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書を提出した者であつて、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。
- 3 入札説明書の交付等について
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 電話 0852-22-6046
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所  
平成21年 6 月19日（金）から平成21年 7 月23日（木）までの間、次の方法により交付する。  
ア (1)において交付する（交付時間は土日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。  
イ 島根県ホームページ上において交付する。
- (3) 入札説明会  
実施しない。
- (4) 入札書の受領期限  
平成21年 8 月 3 日（月）午後 1 時30分  
（郵便による入札にあつては、平成21年 8 月 3 日（月）正午までに県庁に必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
日時：平成21年 8 月 3 日（月）午後 1 時30分から  
場所：島根県松江市殿町 1 番地 県庁会議棟第 4 会議室
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、その者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類及び入札保証金の免除に関する書類については、平成21年 7 月24日（金）までにあらかじめ提出するものとする。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した物品調達を履行できると知事が判断した資料を添付して入札した者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Tractor With Snow Plow in the 13ton class : 1
- b Tractor With Snow Plow in the 8ton class : 1
- c Tractor With Snow Plow in the 11ton class : 1
- d Tractor With Snow Plow in the 13ton class : 1
- e Tractor With Snow Plow in the 11ton class : 1
- f Small rotary snowplow in the 1.0m class : 1

(2) Bid tendering date and time : 1 : 30p. m. , August 3, 2009

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division,

8 Tono-machi, Matsue-shi, SHIMANE, 690-8501 JAPAN ( Phone : 0852-22-6046)

**雑 報**

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成20年度決算の要旨を公告する。

平成21年6月19日

島根県市町村職員共済組合 理事長 松 浦 正 敬

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
収 入	負担金	2,853,451	8,359,973		88,868	201,013				
	掛金	2,836,035	4,836,928			198,682				
	施設収入・ 商品売上						380,870			
	利息及び 配当金	1,896		181,514	773	8,697	71	413,545	198,340	2,672
	その他の収入	403,655			44,976	4,968	417		11,229	46,009
	他経理から 繰入				16,343		45,000			
	前年度 支払準備金	473,306								
	計	6,568,343	13,196,901	181,514	150,960	413,360	426,358	413,545	209,569	48,681
給 付	給付	3,007,843								
	役職員給与				81,549	16,771	162,869	35,478	4,736	18,750
	旅費・事務費				5,728	3,649	1,291	8,303	1,364	4,245
	商品仕入						27,146			
	飲食材料費						91,855			
	委託費				3,217	2,426	25,664	4,137	204	1,092

支 出	支 払 利 息			181,514			1,206	231,975	175,177	
	連 合 会 払 込 金	315,327	13,196,901		39,474	108			19,527	
	老 人 保 健 拠 出 金	64,704								
	退 職 者 給 付 拠 出 金	350,287								
	前 期 高 齢 者 納 付 金	949,580								
	後 期 高 齢 者 支 援 金	928,537								
	病 床 転 換 支 援 金	602								
	介 護 納 付 金	366,725								
	他 経 理 へ 繰 入	16,343				45,000				
	そ の 他 の 支 出	6,591			19,534	125,715	140,200	15,074	10,401	11,456
	次 年 度 支 払 準 備 金	456,972								
	計	6,463,511	13,196,901	181,514	149,502	193,669	450,231	294,967	211,409	35,543
差引当期利益金又 は当期損失金(△)	104,832	0	0	1,458	219,691	△23,873	118,578	△1,840	13,138	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	
資 産	流 動 資 産	945,116	719,945	1,452,802	135,910	1,792,387	72,275	3,433,646	46,852	327,505
	固 定 資 産			7,002,736	685	205	703,285	22,090,767	7,063,762	100
資 産 合 計		945,116	719,945	8,455,538	136,595	1,792,592	775,560	25,524,413	7,110,614	327,605
負 債	流 動 負 債	248,919	719,945		1,967	28,210	259,543	23,257,808	202	88,174
	固 定 負 債	456,972		8,455,538	35,713	26,162	164,277	49,412	7,020,187	25,828
	負 債 合 計	705,891	719,945	8,455,538	37,680	54,372	423,820	23,307,220	7,020,389	114,002
資 本	資 本 剰 余 金						269,277			
	利 益 剰 余 金	239,225			98,915	1,738,220	82,463	2,217,193	90,225	213,603
	資 本 合 計	239,225	0	0	98,915	1,738,220	351,740	2,217,193	90,225	213,603
負 債 ・ 資 本 合 計		945,116	719,945	8,455,538	136,595	1,792,592	775,560	25,524,413	7,110,614	327,605